

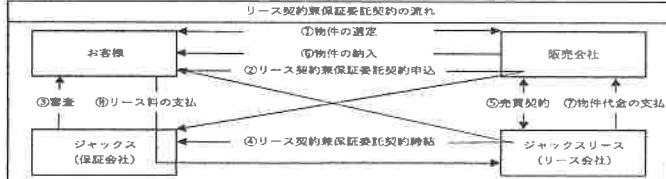
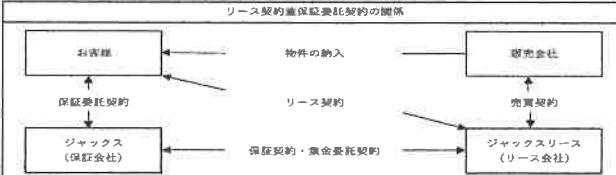
この書面はリース契約の重要な事項をご説明するものです。審査申し込み前にお客様にお渡しください。

ジャックスリース契約兼保証委託契約（重要事項説明書）

【お客様へのお願い】

- 「本書面」と「ジャックスリース契約及び保証委託契約申込兼同意書」（以下「申込書」といいます）をよくお読みになり、記載内容をご理解及び承諾のうえ、お申込者及び連帯保証人予定者様ご自身が申込書にご記入、署名捺印ください。
- 株式会社ジャックス（以下「ジャックス」といいます）がお客様の審査をさせていただきます。審査の結果によってはお引受けできない場合もございます。
- 1回に支払うリース料（消費税含む）が10万円を超えるファイナンスリース契約の場合は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等の取引時確認が必要となります。
- 氏名・名称、住所、電話番号等の変更があった場合は、ジャックスリース株式会社（以下「ジャックスリース」といいます）にご連絡ください。

【ジャックスリース契約兼保証委託契約のしくみ】



【リース契約の主な内容】

① リース契約について

ジャックスリース契約（以下「リース契約」といいます）は、お客様が指定されたリース自動車（以下「自動車」といいます）を一定期間にわたってご利用いただぐものです。リース契約は、お客様とジャックス間の保証委託契約が成立し、ジャックスリースが所定の手続を経てリース契約の締結を承認した時に成立します。なお、保証委託契約は、お客様の申込書への署名捺印又はWeb申込画面の入力によるお申込みをジャックスが承諾し、その承諾の旨をジャックスリースへ通知した時に成立します。リース契約は自動車を対象とする取引なので、販売方法にかかわらずクーリングオフはできません。また、リース会社の契約違反など法令に定める場合を除きリース期間の途中でリース契約を解約することはできません。ご利用の車種・リース期間を十分にご検討のうえご契約ください。

ただし、自動車の盗難、滅失又は修理不能な損傷等の理由でジャックスリースが解約を認め、リース契約を途中で終了する場合は、中途解約金を一括でお支払いいただきます。なお、中途解約金の計算方法は次の通りですが、販売会社や中途解約の理由等に応じて異なる計算方法を用いる場合があります。

$$\text{『中途解約金} = \{\text{残リース料全額} + \text{設定残存価格} - \text{未経過費用 (事務手数料を除く)}\} \times \text{消費税} + \text{リサイクル料金}\}$$

② 自動車のお引渡しについて

販売会社が自動車に対して自動車検査証等上の所有者をジャックスリース、使用者をお客様とする登録を行います。原則として、この登録日がリース期間の開始日となります。自動車は、販売会社が納車いたします。納車時には必ず販売会社から自動車の使用方法に関する説明を受けてください。また、自動車の確認が済みましたら、自動車借受書に署名捺印のうえ販売会社経由でジャックスリースまでご送付ください。

③ 自動車の品質等の不適合（傷・不具合）について

納車時に発見された品質等の不適合については、お客様より直接自動車メーカー又は販売会社に連絡のうえ、自動車保証書に基づきその修復を受けてください。この場合は、品質等の不適合の内容について書面にてジャックスリースまでご連絡ください。また、リース期間中に発見された品質等の不適合についても、お客様より直接自動車メーカー又は販売会社に連絡のうえ、自動車保証書に基づきその修復を受けてください。

④ リース料に含まれる公租公課（自動車税など）、保険料について

リース料に含まれる自動車税、重量税、消費税などの公租公課・保険料は、ご契約時点での費用をもとに計算しておりますので、リース契約締結以降にこれらの費用が変動した場合、その差額はお客様のご負担となります。

⑤ 自動車保険（任意保険）について

お客様が自動車保険（任意保険）をリース契約に含めないことを選択した場合、リース期間中は、お客様の責任において必ず自動車保険を付保してください。なお、車両保険はジャックスリースを被保険者とするものとします。また、ジャックスリースに保険申込書の写しを提出してください。自動車保険を付保していないことによりお客様が損害を被った場合でも、ジャックスリースは責任を負いません。

⑥ メンテナンスサービスについて

お客様がメンテナンスサービスをリース契約に含めないことを選択した場合、リース期間中は、法令に基づく点検の実施、整備並びに故障修理など自動車のメンテナンスをお客様自身でお手配のうえ実施してください。

⑦ 設定残存価格の精算について

オープンエンド方式のリース契約（リース満了時の車両評価額又は処分価額と契約時に設定した残存価格との差額を精算する契約）における設定残存価格は、ご契約時の中古車相場を基準に、リース契約の契約走行距離等を加味して設定しますが、返還時における自動車の評価額又は処分額を保証したものではありません。中古車相場の変動により、評価額又は処分価額が設定残存価格を上回った場合はその差額をお客様にご返金し、逆に下回った場合はその差額をお客様にご負担いただきます。なお、通常、ジャックスリースに自動車を返還する場合には、ジャックスリースが原状の変更を承諾したものを除き、自動車を原状回復してから返還していただく必要があります。

⑧ 禁止行為等について

リース契約では以下の行為が禁止されますので、ご注意ください。詳細及びその他の禁止行為はジャックスリース契約条項第8条をご確認ください。

- ・自動車を第三者に譲渡又は転貸すること
- ・ジャックスリースの事前の承諾なく、自動車に特別仕様部品、機器類を脱着するなど自動車の原状を変更すること
- ・ジャックスリースの事前の承諾なく、自動車検査証等の記載又は自動車の用途、使用の本拠の移置、保管場所等を変更すること
- ・自動車を日本国外へ持ち出すこと

⑨ お問い合わせ先について

ジャックスリース及びジャックスのお問い合わせ先は以下の通りです。なお、自動車に関するお問い合わせは、申込書に記載の販売会社へご連絡ください。

●ジャックスリース株式会社

〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー17階

TEL 03-6327-2201

●株式会社ジャックス

東京カスタマーセンター（お客様相談室）

TEL 0570-200615

〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル5階

●大阪カスタマーセンター（お客様相談室）

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル

TEL 0570-550061